

書誌第101号追

本州南・東岸水路誌

追補第10

令和7年（2025）7月25日発行



海上保安庁

本 州 南 ・ 東 岸 水 路 誌

追 補 第 10

この追補は、令和 2 年 3 月刊行の本州南・東岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和 7 年 4 月 25 日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和 7 年 7 月 25 日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

追補第10 索引

ページ	更新箇所（表題、港名等）	備 考
12	AIS信号所	追補第7当該ページは無効
77	宮古港	追補第8当該ページは無効
110	仙台塩釜港	追補第8当該ページは無効
127	日立港	
129	常陸那珂港	追補第2当該ページは無効
133	鹿島港	追補第1当該ページは無効
182	千葉区・外港	追補第1当該ページは無効
192	東京区	追補第1当該ページは無効
252	清水港	追補第7当該ページは無効
253	清水港	追補第7当該ページは無効
260	御前埼～伊良湖岬	追補第1当該ページは無効
269	伊良湖水道	
270	伊良湖水道	
273	三河湾	
274	三河湾口付近	
280	三河港	追補第8当該ページは無効
282	衣浦港	追補第8当該ページは無効
284	衣浦港	
286	伊勢湾	
290	常滑港	追補第1当該ページは無効
291	常滑港	
296	名古屋港	追補第8当該ページは無効
308	名古屋港	追補第8当該ページは無効
312	四日市港	
314	四日市港	追補第1当該ページは無効
317	津港	追補第8当該ページは無効
318	松阪港	
331	五ヶ所港	
342	鵜殿港	追補第1当該ページは無効
357	日高港	追補第2当該ページは無効
367	高知港	追補第9当該ページは無効
369	高知港	追補第8当該ページは無効
370	高知港	追補第9当該ページは無効

5 AIS 信号所 船舶の AIS (Automatic Identification System : 船舶自動識別システム) 受信機又は AIS 重畳表示が可能なレーダや ECDIS (Electronic Chart Display and Information System : 電子海図表示システム) 画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設のこと。種別には、既存の航路標識に AIS 局を併置した「Real」と実際には存在しない航路標識をレーダ等に表示させる「Virtual」がある。本誌記載区域内には、次の 25AIS 信号所がある。

AIS 信号所名	位 置	種 別	備 考
東京湾口第 1 号	35° 05.8' N 139° 44.5' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
東京湾口第 2 号	35° 08.1' N 139° 45.2' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
東京湾口第 3 号	35° 10.4' N 139° 45.9' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
東京西航路第 6 号	35° 34.8' N 139° 48.1' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
京浜川崎シーバース	35° 28.0' N 139° 46.1' E	Real	
浦賀水道航路中央第 1 号	35° 12.7' N 139° 46.6' E	Real	浦賀水道航路中央第 1 号灯浮標に併置
伊豆大島西岸沖推薦航路北	34° 48.0' N 139° 17.0' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
伊豆大島西岸沖推薦航路南	34° 42.2' N 139° 10.0' E	Virtual	東京湾海上交通センター管理
伊良湖水道航路北口東端	34° 34.8' N 136° 59.4' E	Virtual	伊勢湾海上交通センター管理
伊良湖水道航路南東方	34° 32.4' N 137° 01.8' E	Real	伊勢湾第 2 号灯浮標に併置
中山水道開発保全航路第 1 号	34° 37.7' N 136° 58.6' E	Real	中山水道開発保全航路第 1 号灯標に併置
四日市港昭和四日市石油シーバース	34° 55.8' N 136° 42.2' E	Real	
梶取埼南東方浮魚礁施設	33° 30.7' N 136° 05.7' E	Real	梶取埼南東方浮魚礁施設灯に併置
檜野埼東方浮魚礁施設	33° 27.9' N 135° 57.6' E	Real	檜野埼東方浮魚礁施設灯に併置
潮岬沖推薦航路東	33° 25.9' N 135° 52.5' E	Virtual	大阪湾海上交通センター管理
潮岬沖推薦航路西	33° 24.3' N 135° 45.3' E	Virtual	大阪湾海上交通センター管理
潮岬沖推薦航路南	33° 22.7' N 135° 45.3' E	Virtual	大阪湾海上交通センター管理
和深埼南西方浮魚礁施設	33° 25.5' N 135° 27.3' E	Real	和深埼南西方浮魚礁施設灯に併置
市江埼南西方浮魚礁施設	33° 26.3' N 135° 18.3' E	Real	市江埼南西方浮魚礁施設灯に併置
見草埼南西方浮魚礁施設	33° 27.5' N 135° 07.7' E	Real	見草埼南西方浮魚礁施設灯に併置
瀬戸埼南西方浮魚礁施設	33° 30.3' N 135° 05.3' E	Real	瀬戸埼南西方浮魚礁施設灯に併置
土佐黒潮牧場 10 号施設	33° 01.2' N 134° 07.2' E	Real	土佐黒潮牧場 10 号施設灯に併置
土佐黒潮牧場 18 号施設	32° 29.1' N 133° 12.1' E	Real	土佐黒潮牧場 18 号施設灯に併置
土佐黒潮牧場 20 号施設	33° 01.0' N 133° 35.0' E	Real	土佐黒潮牧場 20 号施設灯に併置
土佐黒潮牧場 21 号施設	32° 23.2' N 132° 28.9' E	Real	土佐黒潮牧場 21 号施設灯に併置

目標

地 物 名	概 位	備 考
無 線 塔 群	39° 38.8' N 141° 58.0' E	2 無線塔（高さ 66m・67m）、観測塔（高さ 59m、白塗）及び煙突（高さ 59m）がある。
無 線 塔	39° 38.1' N 141° 57.5' E	高さ 127m、赤白塗
著 屋	39° 37.7' N 141° 57.8' E	市民文化会館、白色三角形

海底波高計 竜神埼防波堤の東方約 0.2M に海底波高計が設置されている。

水先 水先法という水先区ではないが水先類似行為者がいる。

5 **入港上の注意** 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

1 港内には陰悪物が存在しているので注意を要する。

2 閉伊川河口で水門の建設工事が行われている。

針路法 北方からは、陸中弁天埼灯台（39° 56.8' N 141° 57.6' E）の東北東方約 7M の所から針路 190° で閉伊埼灯台（39° 39.3' N 142° 01.5' E）に向首する。姉ヶ崎東方 2M で針路を 216° とし、宮古港藤原防波堤灯台（39° 37.7' N 141° 58.6' E）に向首する。館ヶ崎航過後は、適宜港内に向かう。

10 南方からは、針路 320° で陸中真埼灯台に向け進み、閉伊埼灯台の北東方で針路を 250° とし、日出島南端に向首する。同灯台の北方 1.5M で針路を 216° とし、宮古港藤原防波堤灯台に向首する。館ヶ崎航過後は、適宜港内に向う。その際、下記事項に注意を要する。

錨地 大型船は、通常藤原防波堤の東方にある検疫錨地付近に錨泊する。検疫錨地付近以外の宮古湾口
15 側に錨泊する場合は、深水域かつ定置網ほか養殖施設が設置されており、注意を要する。

港湾施設

名 称		概 位		長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
日立浜岸壁		39° 38.6′ N	141° 58.4′ E	240	3.5～6	300 t × 4	
鉾ヶ崎岸壁		39° 38.6′ N	141° 58.1′ E	505	3～5	500 t × 7	
出崎 ふ頭	－9m岸壁	39° 38.4′ N	141° 58.3′ E	175	7～8	10,000×1	
	－7.3m岸壁	39° 38.5′ N	141° 58.2′ E	218	6.5	3,000×2	
藤原 第1 ふ頭	－12m岸壁	39° 38.0′ N	141° 58.2′ E	240	10	30,000×1	
	－7.5m岸壁	39° 38.1′ N	141° 58.0′ E	260	7	5,000×2	
藤 原 ふ 頭		39° 38.1′ N	141° 57.9′ E	180	4～6.5	700×3	
藤原 第2 ふ頭	－10m岸壁	39° 37.7′ N	141° 58.2′ E	740	9～10	12,000×4	
	－7.5m岸壁	39° 37.9′ N	141° 58.2′ E	260	6.5～7.5	5,000×2	

入港上の注意 宮古湾の両岸には、多数の定置網（各周年）があるが、特に閉伊埼灯台の西方約 0.6M から南西方約 1.2M 間の距岸約 800m 以内にある定置網及び養殖施設には、注意を要する。

20 出崎ふ頭南側の閉伊川河口一帯は、水深 1～3m で、強風が吹くと破浪することがある。また、増水時には、流れが強いので注意しなければならない。

最大入港船舶 2023 年 8 月 4 日、客船 MSC ベリッシマ（171,598 t、喫水 8.7m）が、藤原第 2 ふ頭－10m 岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、宮古港船舶津波・台風等異常気象対策
25 協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等

塩釜区第 1、2 区（通称内港）は、よく風波を防ぎ安全である。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.4m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 0.92m である。

潮流 代ヶ崎水道（航路）における上げ（下げ）潮流は西北西（東南東）方へ流れ、1.8(2.6)kn である。

目標

地物名	概 位	備 考
富 山	38° 23.8' N 141° 06.5' E	高さ 124m
波 島	38° 19.0' N 141° 11.1' E	高さ 26m、平坦な島で、南西端に灯台がある。
立 標	38° 19.0' N 141° 09.7' E	港界標柱、白塗、唐戸島南東端
船 入 島	38° 19.2' N 141° 07.2' E	航路東口北側
カラカイ島	38° 19.0' N 141° 07.3' E	航路東口北側、高さ 18m
水 島	38° 19.3' N 141° 06.1' E	高さ 22m
地 蔵 島	38° 19.4' N 141° 04.3' E	灯台がある。馬放島間に満潮時水没する北防砂堤がある。
代ヶ崎	38° 19.3' N 141° 03.9' E	埼頂に多間山がある。
花 淵 埼	38° 18.0' N 141° 05.4' E	埼上は松が茂り、黒色で、遠望顕著。埼端に白塗標柱（高さ 25m）、埼の南西方約 850m の保ヶ埼に花淵灯台がある。
煙 突	38° 20.2' N 141° 02.7' E	高さ 67m、灰塗
煙 突	38° 16.5' N 141° 02.3' E	高さ 183m、灰色、東北電力新仙台火力発電所、タンク群も顕著
仙台港サイロ	38° 16.3' N 141° 01.2' E	灰色、顕著

5

通信

港長 船舶と港長との間で、「しおがまほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼 出 名 称	周 波 数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連 絡 先	備 考
しおがまほあん SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常 時	宮城海上保安部	

港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼 出 名 称	周 波 数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連 絡 先	備 考
せんだいポートラジオ	ch16/11,12,14	常 時	022-357-0701	施設名称：仙台港区 VTIS センター

10

水先 仙台湾水先区水先人会に要請する。（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）

航路 塩釜区、船入島の南方 0.6M 付近から、代ヶ崎水道を経て貞山ふ頭の北方に至る幅 130m の航路がある。

なお、水島島頂とニツ島島頂（38° 18.4' N 141° 06.1' E、高さ 20m）を結んだ線以西の水路においては、航行管制を行っているので注意を要する。

15

入港上の注意 塩釜区を利用する船舶は、大根灯浮標（38° 15' 56.2" N 141° 09' 51.5" E、モールス符号緑光毎 8 秒に A（・ー））、沖ノ高根灯浮標（38° 17' 26.8" N 141° 09' 18.5" E、モールス符号緑光毎 8 秒に B（ー・・・））の東側を十分距離を保ちながら航行することが必要であり、同灯浮標の西側を航行するのは複数の浅瀬までの距離が近い大変危険である。

20

1 公共岸壁（水深 4.5m 以上）は、ほぼ利用が可能となっているが、入港する場合には、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。

2 港内には陰悪物が散在しているので注意を要する。

仙台区の南側海域には養殖施設が設置される区画漁業区域が設定されており仙台南防波堤東端及び仙台北防波堤南西端の間から入出港するのは大変危険である。同海域から入港しようとした船舶による養殖施設への乗揚げ事故が複数発生している。

25

3 仙台区を利用しようとする船舶（汽艇等を除く）は、入港 3 時間前に、仙台港区 VTIS センターに対し入港前の通報を行うこと。

針路法 塩釜区へは、波島南方約 2M の港外から針路 302° に変針して、航路に入る。

なお、航路の両側には、陰礁があるので注意を要する。

30

信号 馬放島にある塩釜信号所（38° 19.4' N 141° 04.2' E）で水路の管制信号を行っている。

錨泊禁止 東防波堤と第 1 ふ頭との間の区域及びそこから東防波堤の西側に沿って南方へ延びる区域は、錨泊禁止区域となっている。

錨地 検疫錨地は、東防波堤南端（概位 36° 28.9' N 140° 38.0' E）の北東方にある。

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第 1 ふ頭	A ドルフィン	36° 29.9' N 140° 37.6' E	120	3.5	1,000×1	東日本大震災発生 後の海図水深
	B 岸壁	36° 29.8' N 140° 37.7' E	121	6.5	5,000×1	
	C 岸壁	36° 29.8' N 140° 37.7' E	130	7	5,000×1	
	D 岸壁	36° 29.8' N 140° 37.6' E	185	10	15,000×1	
第 2 ふ頭	B 岸壁	36° 29.7' N 140° 37.5' E	165	8	10,000×1	
第 3 ふ頭	B 岸壁	36° 29.5' N 140° 37.5' E	260	12	26,000×1	
第 4 ふ頭	A 岸壁	36° 29.5' N 140° 37.1' E	70	3	1,000×1	
	B 岸壁	36° 29.4' N 140° 37.1' E	70	5	1,000×1	
	C 岸壁	36° 29.4' N 140° 37.2' E	130	7	5,000×1	
	D 岸壁	36° 29.3' N 140° 37.2' E	185	9	15,000×1	
	E 岸壁	36° 29.2' N 140° 37.2' E	240	9.5	30,000×1	
第 5 ふ頭	A 岸壁	36° 29.1' N 140° 36.9' E	130	6～9.5	5,000×1	
	B 岸壁	36° 29.1' N 140° 37.1' E	185	9	15,000×1	
	C 岸壁	36° 29.1' N 140° 37.1' E	185	9.5	15,000×1	
	D 岸壁	36° 29.0' N 140° 37.2' E	240	10～11.5	30,000×1	

5

台風・津波対策 この港においては日立港安全対策協議会が設置されており、台風・津波、低気圧等の接近が予想されたとき、日立港長が港内在港船舶に対し、港外への避難勧告を行う。（問合せ先：茨城海上保安部 TEL 029-262-4106）

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
茨城海上保安部日立分室 (港長事務窓口)	0294-29-0118	東京出入国在留管理局水戸出張所	(水戸市) 029-300-3601
関東運輸局茨城運輸支局	(水戸市) 029-247-5348	横浜植物防疫所 東京支所 日立出張所	東京支所 03-3599- 1137 へ連絡
横浜税関鹿島税関支署日立出張所	0294-52-2128	茨城県茨城港湾事務所 日立港区事業所	0294-52-4000
東京検疫所日立出張所	茨城空港 出張所 0299-54-0032 へ連絡		

10

引船 引船がある。

補給 清水の補給ができる。

港湾施設

名 称		概 位		長さ (m)	水深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
北 ふ 頭	A 岸壁	36° 25.9′ N	140° 37.5′ E	290	14.5	50,000 × 1	耐震岸壁、クレーン
	B 岸壁	36° 25.9′ N	140° 37.3′ E	230	12.5	30,000 × 1	クレーン
	C 岸壁	36° 25.9′ N	140° 37.2′ E	170	9.5～10	10,000 × 1	クレーン
	D 岸壁	36° 25.9′ N	140° 37.0′ E	130	7.5	5,000 × 1	
	E 岸壁	36° 25.9′ N	140° 36.9′ E	130	7.5	5,000 × 1	
	F 岸壁	36° 25.9′ N	140° 36.8′ E	130	7.5	5,000 × 1	
	G 岸壁	36° 25.9′ N	140° 36.7′ E	100	5	2,000 × 1	
	H 岸壁	36° 25.9′ N	140° 36.6′ E	100	5	2,000 × 1	
	I 岸壁	36° 25.9′ N	140° 36.6′ E	100	5	2,000 × 1	
	J 岸壁	36° 25.8′ N	140° 36.6′ E	100	5.5	2,000 × 1	
	K 岸壁	36° 25.7′ N	140° 36.6′ E	100	6.5～7	2,000 × 1	
中央ふ頭 A 岸壁		36° 25.6′ N	140° 36.6′ E	130	6～7	5,000 × 1	耐震岸壁
中央ふ頭 B 岸壁		36° 25.6′ N	140° 36.7′ E	250	8.5～9	6,500 × 1	
中央ふ頭 C 岸壁		36° 25.6′ N	140° 36.9′ E	300	12	30,000 × 1	耐震岸壁
中央ふ頭 D 岸壁		36° 25.6′ N	140° 37.2′ E	300	12	70,000 × 1	
南 ふ 頭	A 岸壁	36° 24.3′ N	140° 36.6′ E	180	4	2,000 × 1	
	B 岸壁	36° 24.3′ N	140° 36.7′ E	180	4	2,000 × 1	
	C 岸壁	36° 24.3′ N	140° 36.8′ E	260	6～6.5	5,000 × 1	

上表のほか、北ふ頭基部南側及び南ふ頭基部北側に、船だまりがある。

台風・津波対策 台風・津波等による災害を防止するため、常陸那珂港船舶安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：茨城海上保安部 TEL 029-262-4106）。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
茨城県茨城港湾事務所	029-265-1260	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	(日立市) 0294-52-2128
関東運輸局茨城運輸支局	029-247-5348		

引船 引船がある。

補給 清水の補給ができる。

磯 埼～犬吠埼（海図 W62、W1097、W1050）

概要 この約 42M間の海岸は、磯埼及び犬吠埼付近を除き一連の砂浜で、常にいそ波がある。海岸の背後には樹木に覆われた丘陵が連なっている。内陸は一带の平野で、北部に那珂川、南部に利根川が注ぎ、筑波山（36° 14' N 140° 06' E、高さ 876m）のほか著峰はない。

10m等深線は距岸 0.5～1Mにあり、犬吠埼北方の大根（35° 49' N 140° 54' E、水深 17.5m）のほか陰礁はない。

磯埼付近の磯崎漁港は、地元漁船が利用できるだけである。また、大洗岬の西側に大洗港がある。

那珂湊港から大洗港にかけての沿岸は、早朝に多数の小型漁船が操業するほか、休日にはプレジャーボートが多数出ている。また、大洗港付近の沿岸寄りでは、早朝しらす漁船が操業している。

鹿島港の沖合には、遊漁船が多い。

鹿島港 (35° 56′ N 140° 42′ E) (海図 W1049) (JP KSM)



(2018 年 12 月撮影)

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港

5 **概要** この港は、大型船を対象とした掘込港で、臨海工業地帯の中核として発展している。

港口から内港に至る水路（水深 19～24m）は、数個の灯浮標で表示されている。なお、水路は港奥で南、北両方に分岐している。

気象 年間を通じての風向は北～北東で、全体の 1/3 以上を占める。

春、秋季の強風は主として北～北東方面から吹く。夏季は南南西の風が多いが、風速は弱い。

10 冬季は西北西及び北～北東の風が強く、20m/s 程度になることがある。

鹿島港では、港口が北東方に向いているため、日本の北側に優勢な高気圧があり、本州の南側を低気圧が通過する場合、強い北東風が吹き続けることが多いので、注意が必要である。

目 標

地 物 名	概 位	備 考
3 煙 突	35° 55.1′ N 140° 42.0′ E	高さは東から約 205m・約 205m・234m、各赤白塗集合型、火力発電所構内
塔	35° 54.8′ N 140° 40.3′ E	展望塔、高さ 58m、港公園内、夜間は照明される。
煙 突	35° 54.6′ N 140° 41.3′ E	高さ 126m、赤白塗、集合型
風力タービン	35° 55.4′ N 140° 42.0′ E	
風力タービン	35° 55.1′ N 140° 42.5′ E	

港則

航行に関する注意 (港則法施行規則第 24 条)	長さ 140m (油送船にあつては、総トン数 1,000 t) 以上の船舶は、千葉航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。) を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。 2 長さ 125m (油送船にあつては、総トン数 1,000 t) 以上の船舶は、市原航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。) を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。 3 前 2 項の予定時刻を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。 (参考) 港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (1) 当該船舶名称 (2) 当該船舶の総トン数及び長さ (3) 当該水路を航行する予定時刻 (4) 当該船舶の連絡手段 (5) 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設		
進路表示信号 (平成 7 年海上保安庁告示第 35 号) 及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号 (平成 22 年海上保安庁告示第 94 号)	信 号	目的地に関する記号	信 文
	2 代・D	D	千葉区第 1 区の中央ふ頭南東端から出洲ふ頭南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2 代・C	C	千葉区第 3 区の中央ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・S	S	千葉区第 3 区の係留施設 (中央ふ頭南側の係留施設を除く。) に向かって航行する。
	2 代・F・S	F S	船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁の E から M 岸壁に向かって航行する。
	2 代・F・N	F N	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。
	2 代・I・W	I W	塩浜三角点 (12m) (35° 40' 10" N 139° 56' 49" E) から 334.5° 420m の地点から 341° 580m の地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
	2 代・I・E	I E	塩浜三角点 (35° 40' 10" N 139° 56' 49" E) から 66.5° 610m の地点から 72.5° 510m の地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。

船舶の交通の制限等 (港則法第 38 条、同法施行規則第 20 条の 2) 港長は、千葉航路及び市原航路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

港長が提供する情報の聴取 (港則法第 41 条、同法施行規則第 20 条の 3) 港長は、特定船舶 (第 33 図、第 28 図 (183、161 ページ) 参照) に示す港則法による適用海域を航行する汽艇等を除く総トン数 500 t を超える船舶をいう。) に対し、VHF 無線電話により、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供する。特定船舶は第 33 図及び第 28 図に示す港則法による適用海域を航行する間、港長が提供する情報を聴取しなければならない。

進路表示信号（平成 7 年海上保安庁告示第 35 号）及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号（平成 22 年海上保安庁告示第 94 号）（第 34 図、190 ページ参照）	信 号	目的地に関する記号	信 文
	2 代・L	L	15 号地西側又は北側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・M	M	10 号地その 1、11 号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、M1、M2 ドルフィンバース又は 12 号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。
	2 代・V	V	10 号地その 2 又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。
	2 代・H	H	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2 代・T	T	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。
	2 代・A	A	有明ふ頭又は台場官庁船棧橋に向かって航行する。
	2 代・S	S	品川ふ頭に向かって航行する。
	2 代・R	R	東京国際クルーズふ頭棧橋又は青海コンテナふ頭に向かって航行する。
	2 代・O	O	JBRA 大井火力発電所棧橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その 2 北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
	2 代・C	C	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。
	2 代・C・W	C W	中央防波堤 外側 埋立地西側の係留施設に向かって航行する。

船舶の交通の制限等（港則法第 38 条、同法施行規則第 20 条の 2） 港長は、東京東航路及び東京西航路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

港長が提供する情報の聴取（港則法第 41 条、同法施行規則第 20 条の 3） 港長は、特定船舶（第 35 図、第 28 図（193、161 ページ）参照）に示す港則法による適用海域を航行する汽艇等を除く総トン数 500 t を超える船舶をいう。）に対し、VHF 無線電話により、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供する。特定船舶は第 35 図及び第 28 図に示す港則法による適用海域を航行する間、港長が提供する情報を聴取しなければならない。

航法の遵守及び危険の防止のための勧告（港則法第 42 条、同法施行規則第 20 条の 5） 港長は、特定船舶に対し、航法の遵守及び危険の防止のため必要があると認められるときには、VHF 無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

水先 清水水先区水先人会に要請する。（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）

航路 港口から第 1 区入口までの法定航路（長さ約 2.7M、幅約 200～300m、水深 12～25m）があり、清水港導灯（34° 59.7′ N 138° 29.9′ E（前灯）、34° 59.6′ N 138° 29.9′ E（後灯））2 灯一線（181.4°）がその中央を導く。

5 **入港上の注意** 真崎付近の航路上は、土、日曜日は通船等が多い。また、同じく土、日曜日の 4～7m/s の風があるときは、ウインドサーフィン、ヨット等が多い。

清水港三保防波堤北灯台（35° 01.4′ N 138° 31.5′ E）及び清水港外港防波堤南灯台（35° 01.7′ N 138° 31.2′ E）は、夜間、陸上の灯火に紛れて見えにくいという。

10 **航泊制限** 引火事故を防止するため、一般船舶は港内に停泊中の引火性危険物積載船から 30m 以内の海面に立ち入ってはならない。

錨地 検疫錨地は、外港防波堤の東側にあり、荒天のときには真崎の南南西方で検疫を行う。危険物積載船錨地は、第 3 区に指定されている。

港湾施設

名 称			概 位	長さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
新興津地区	新興津ふ頭	1・2 号岸壁	35° 02.4′ N 138° 31.1′ E	700	15	60,000×2	コンテナ、耐震強化岸壁
興津地区	興津第 1 ふ頭	1～3 号岸壁	35° 02.4′ N 138° 30.8′ E	556	9.5～10	15,000×3	水産品
		4・5 号岸壁	35° 02.6′ N 138° 30.7′ E	181	3.5～6	2,000×2	鋼材
	興津第 2 ふ頭	6～9 号岸壁	35° 02.4′ N 138° 30.7′ E	740	7～9.5	15,000×4	水産品
		10 号 岸 壁	35° 02.2′ N 138° 30.7′ E	168	6.5～7.5	5,000×1	
		11・12 号岸壁	35° 02.3′ N 138° 30.6′ E	440	11.5～12	30,000×2	紙パルプ、耐震強化岸壁
		13・14 号岸壁	35° 02.5′ N 138° 30.5′ E	370	9.5～10	15,000×2	合板、耐震強化岸壁
袖師地区	袖師第 1 ふ頭	1～4 号岸壁	35° 02.6′ N 138° 30.4′ E	240	3.5～4	700×4	再利用資源
		5 号岸壁	35° 02.4′ N 138° 30.4′ E	135	7	5,000×1	
		6～8 号岸壁	35° 02.2′ N 138° 30.4′ E	720	11～12	30,000×3	コンテナ、シャーシ
		9・10 号岸壁	35° 01.9′ N 138° 30.4′ E	350	9	10,000×2	
		11 号 岸 壁	35° 02.0′ N 138° 30.3′ E	240	12	30,000×1	石炭製品、木材
		12～15 号岸壁	35° 02.1′ N 138° 30.2′ E	520	6～7	5,000×4	鋼材
	袖師第 2 ふ頭	16 号 岸 壁	35° 02.0′ N 138° 30.1′ E	330	9.5～12	30,000×1	再利用資源
		17 号 岸 壁	35° 01.8′ N 138° 30.0′ E	165	9	10,000×1	石油製品
		18 号 岸 壁	35° 01.9′ N 138° 29.9′ E	72	1.5～7.5	1,000×1	LPG
江尻地区	江尻ふ頭	1～5 号岸壁	35° 01.1′ N 138° 29.6′ E	497	5～5.5	3,000×5	水産品
		6・7 号岸壁	35° 01.2′ N 138° 29.5′ E	149	2～4	700×2	
		8～12 号岸壁	35° 01.3′ N 138° 29.4′ E	340	3～4	700×5	フェリー、重油
		13～16 号岸壁	35° 01.3′ N 138° 29.7′ E	262	3.5～4.5	700×4	
		17・18 号岸壁	35° 01.2′ N 138° 29.7′ E	185	3.5～5.5	3,000×2	水産品
		清水 1～5 号岸壁	35° 00.7′ N 138° 29.7′ E	323	3.5～4	700×5	飼肥料

日の出地区	日の出頭	1 号岸壁	35° 00. 3 ′ N 138° 29. 9 ′ E	410	5~ 12	旅客船 15,000×1 旅客船 30,000×1	1, 2 号岸壁連続使用 時 230,000t 級客船 使用
		2・3 号岸壁	35° 00. 5 ′ N 138° 29. 9 ′ E	410	12	旅客船 15,000×2	
		4・5 号岸壁	35° 00. 5′ N 138° 29. 8′ E	480	12	30,000×2	客船、フェリー、紙パル プ、耐震強化岸壁
		巴川左岸岸壁	35° 00. 2′ N 138° 29. 8′ E	100	3~4.5	1,000×1	
富士見地区	富士見頭	1・2 号岸壁	34° 59. 6′ N 138° 30. 2′ E	113	4~5	700×2	飼肥料
		3 号岸壁	34° 59. 6′ N 138° 30. 1′ E	140	7.5~8.5	5,000×1	セメント クレーン
		4・5 号岸壁	34° 59. 7′ N 138° 30. 0′ E	480	12	30,000×2	木材チップ、セメン ト、穀類 クレーン
		6・7 号岸壁	34° 59. 9′ N 138° 29. 8′ E	329	8.5~9.5	10,000×2	飼肥料、穀類
塚間地区		塚 間 岸 壁	35° 00. 3′ N 138° 30. 3′ E	71	—	1,000×1	鋼材

前表のほか、江尻ふ頭の北東方に原油荷役棧橋があり、第 2 区の両側に各会社の専用係船施設がある。

また、袖師、江尻、清水、塚間及び三保の各船だまりがある。

係船浮標 第 1 区に 2 個の係船浮標がある。

- 5 **台風・津波対策** 本港では台風・津波による事故を未然に防止するため、清水港台風・津波等対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、台風・津波情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の台風・津波災害防止措置を実施している（問合せ先：清水海上保安部）。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
清水海上保安部（清水港長、田子の浦港長）	054-355-0225	名古屋検疫所清水検疫所支所	054-352-6012
名古屋税関清水税関支署	054-352-6116	動物検疫所横浜本所清水出張所	054-353-5086
名古屋税関清水税関支署興津出張所	054-369-3571	名古屋植物防疫所清水支所	054-352-3775
中部運輸局静岡運輸支局清水庁舎	054-352-0174	名古屋出入国在留管理局静岡出張所	054-653-5571
静岡県清水港管理局（港湾管理者）	054-353-2201		

- 10 **引船・通船** 引船がある。通船があり、発着所は清水船だまり南西部にある。

補給 清水、燃料油の補給は十分にでき、給水船及び給油船がある。氷は江尻ふ頭で積み込める。

修理

造 船 所 名	電 話 番 号	備 考
(株)カナサン重工	054-334-5151	
(株)清港ドック	054-334-0311	
(株)ティーエムマリン	054-334-2191	
(株)三保造船所	054-334-5211	

廃油処理施設

事 業 者 名	申 込 先	利 用 時 間	処理する廃油の種類	
			廃 重 質 油	廃 軽 質 油
紅 産 業(株)	054-334-1310	0800~1700	ビルジ・水バラスト・タンク洗浄 水・コレクトオイル・スロップオ イル・スラッジ・その他	水バラスト・タンク洗浄水・ スロップオイル・スラッジ・ その他

- 15 **医療施設**

名 称	電 話 番 号	備 考
静岡市立清水病院	054-336-1111	

海上交通 土肥港との間に、カーフェリー（1,554 t）便がある。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
御前崎海上保安署	0548-63-4999	名古屋植物防疫所清水支所	(静岡市) 054-352-3775
名古屋税関清水税関支署御前崎出張所	0548-63-6343	静岡県御前崎港管理事務所	0548-63-3211

引船 引船がある。
補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。

5 第 3 節 御前崎～伊良湖岬（海図 W70、W1051、W1053）

概要 御前崎～伊良湖岬間の海岸は一連の砂浜で、所々に樹木があり、その後方には低地が起伏し、内
陸 20km までには高さ 500m以上の山は少ない。この間の海岸の中部に**天竜川**が注ぎ、また、**浜名湖**がある。
20m等深線は、この海岸の東半分では距岸 1M付近にあり、浜名湖口から西方ではしだいに遠ざかって、伊
10 良湖岬沖では距岸約 6.5Mに達する。御前崎から西方 8Mまでの間を除けば、距岸 1M以遠に水深 10m以下の
陰礁はない。

浜名湖口に**浜名港**（34° 41.8′ N 137° 35.4′ E、海図 W1215）がある。また、天竜川河口の東北東方に
ある太田川河口に**福田漁港**（34° 39.8′ N 137° 54.4′ E）、渥美半島南岸高松崎の西南西方に**赤羽根漁港**
（34° 36′ N 137° 11′ E）がある。この沿岸には、船舶の避泊地になる港湾はない。また、伊良湖岬付近、
15 赤羽根漁港西方、浜名港西方の高塚地区海岸付近には、離岸堤及び潜堤が存在する。

航行上の注意 渥美半島南岸の海域では、機船底引き網漁業及び機船船引き網漁業が活発に行われてい
る。

目標

地 物 名	概 位	備 考
架 橋	34° 40.7′ N 137° 35.9′ E	浜名大橋、桁下高 24～26m、橋梁灯がある。
高 松 崎	34° 36.8′ N 137° 13.3′ E	半島の小突出部で高さ 29m、松の木が密生し、前面に高さ 12mの孤立した岩があつて、見分けやすい。
大 山	34° 36.1′ N 137° 08.8′ E	高さ 328m、顕著
著 屋	34° 34.8′ N 137° 02.2′ E	高さ 137m、クリーム色、5 階建ホテル、直立山南東方

20 第 4 節 伊良湖水道（海図 W1064、W1053、W1051）

概要 伊勢湾口の伊良湖岬と神島との間にある水道で、外海から伊勢湾及び三河湾に入る最良の水道で
ある。この水道の両側には離陰礁があり、水深 10m以上の幅は約 1Mである。

この水道は大小各種の通航船舶が多く、伊良湖水道の 1 日の平均通航船舶隻数は 409 隻（令和元年）であ
25 る。また、多数の漁船が操業する海域でもあるので、航行には十分な注意が必要である。

渥美半島西部の大山三角点（34° 36′ 07″ N 137° 08′ 47″ E）と石鏡灯台（34° 26′ 40″ N 136° 55′
25″ E）を結んだ線以北の伊勢湾及び伊良湖水道を含む湾口付近の海域は、海上交通安全法の適用海域であ
り、伊良湖水道の中央部には、同法により定められた「伊良湖水道航路」がある。

潮流（第 45・46 図、261・262 ページ参照）

30 伊良湖岬と神島間の中央部では、上げ（下げ）潮流は北西（南東）方へ流れ、最強流速は 2.6kn である。

危険物積載船で総トン数 50,000 t（積載している危険物が液化ガスである場合にあっては、総トン数 25,000 t）以上の船舶は、日出 1 時間前から日没時までの間に航路に入航すること。ただし、積載している危険物が液化ガスである総トン数 25,000 t 以上の船舶は、進路警戒船又は消防設備船に暗視双眼鏡等を搭載することにより、午後 7 時（日没時刻が午後 7 時以降の場合は日没時）から翌日午前 3 時までの間に

4 追越しの制限

~~航路内はもとより、航路出入口及び変針点付近では、できる限り他船を追越さないこと。~~

4 航路通報及び変更通報

(1) 航路通報の際、次の事項も併せて通報すること。

① 仕出港

② 航路航行中における水先人乗船の有無

(2) 航路通報を行った船舶は、航路入航予定時刻の 3 時間前から「7. 位置通報」の通報を行うまでの間に航路入航予定時刻を 5 分以上変更する場合、その都度変更通報を行うこと。

5 管制状況の確認

(1) 航路を航行しようとする船舶は、伊良湖水道航路管制信号所の行う信号に十分注意して管制状況の確認に努めること。

(2) 全長 130m 以上の船舶は、前項信号所の行う信号を確認した場合を除き、VHF 無線電話等により伊勢湾海上交通センターに管制状況を確認すること。

6 位置通報（第 50 図、271 ページ参照）

長さ 50m 以上の船舶及び長さ 100m 以上の物件えい航船等※（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）は、最初の位置通報ラインを通過した時に、位置通報を伊勢湾海上交通センターに行うこと。

※ 引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が 100m 以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶

（通報事項）

(1) 船名

(2) 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時 24 時制）

7 伊勢湾海上交通センターとの連絡保持

VHF 無線電話（ch 16, 156.8MHz）を備える船舶は、伊勢湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、伊勢湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

また、ch16 がふくそうしている際には、伊勢湾海上交通センターより ch13 にて呼び出しを行う場合があるので、ch13 を備えている船舶は ch16 の聴守に合わせて、ch13 を聴守すること。

8 航路入航制限時の待機場所

狭視界等により航路入航が制限された場合は、次の措置をとること。

(1) 北航船

伊勢湾第 1 号灯浮標（34° 31.0' N 137° 03.6' E）に至らない海域で、一般船舶の通航路を避け安全な場所において待機すること。

(2) 南航船

できる限り出港を調整するものとし、すでに航行中など止むを得ない場合は、伊勢湾第 3 号灯浮標に至らない海域で一般船舶の通航路を避けた安全な場所において待機すること。

9 緊急用えい索の準備（本編 第 2 章東京湾及び付近 緊急用えい索の準備の項、146 ページ参照）

5 海上交通安全法に定める危険物積載船（十分な強度を有するサンクンビットを装備しているタンカーを除く。）は、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索（FIRE WIRE）を即時使用可能な状態に準備すること。

10 海図の備付け

10 伊勢湾及び三河湾に入湾する船舶は、少なくとも次の海図を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

W1051	伊勢湾	W1064	伊良湖水道
W1053	伊良湖水道及付近		

第5節 三河湾（海図 W70、W1052、W1053）

概要 渥美半島と知多半島に囲まれた伊勢湾東隣の大きな湾である。立馬埼灯台、佐久島南端及び知多半島南端の羽豆岬を結んだ線を境とし、西方が伊勢湾、北～東方が三河湾である（海上交通安全法施行令第5条参照）。

湾内は2支湾に分かれ、羽豆岬と生田鼻を結んだ線を境とし、東方が渥美湾、北方が知多湾である。三河湾内の水深は規則正しくて湾口付近を除き20mを超えず、底質泥砂で錨かきが良く、北寄りの風及び東寄りの風のときの避泊地としては、伊勢湾より好適である。ただし、西よりの強風時には走錨に注意が必要である。

なお、湾口にある中山水道及び師崎水道については、後記の三河湾口付近の項に記載する。

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。（第1編 総記 第6章 水先、12ページ参照）

~~航海情報——第四管区海上保安本部では、伊勢湾、三河湾及び湾内主要港湾を航行する際の情報をとりまとめた「伊勢湾・三河湾海上交通ガイドブック」をウェブページで公開している。~~

~~URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/rule/000002.html>~~

航行上の注意 三河湾では、ほぼ周年を通じ機船底引き網漁業及び機船船引き網漁業が活発に行われている。機船船引き網漁業では、特に2隻の漁船が対となり網を引く2艘引き網漁業は最大500mに及ぶ網を引いているので注意を要する。これら漁船群を認めた場合は十分な距離をとって避航し、漁船群の操業海域に進入しないこと。また、この漁業の特徴は、網を中層又は表層で使用されるため、浮標が水面に現れている。（第1編 総記 第7章 航行に関する諸注意 「漁業」の項、23ページ参照）

また、野島～立馬埼の間の沿岸域では、ほぼ周年を通じ潜水漁業が活発に行われている。潜水漁業に従事している小型漁船は、マスト上にA旗を掲げて錨泊している。

三河湾口付近（海図 W1052、W1053、W1054）

概要 湾口及び付近には、野島、篠島、築見島、日間賀島などが南北に並び、やや離れて佐久島がある。

これらの島々はいずれも低く、高さは50m以下である。

篠島の北岸に**篠島港**（港則法適用港）（JP SNJ）があり、各方向の風に対して平穏である。

野島と渥美半島との間に中山水道が、日間賀島と知多半島との間に師崎水道がある。

渥美湾～知多湾を航行する船舶は、佐久島の南北両側を通航できるが、佐久島の北側は対岸の生田鼻付近から佐久島付近まで、水深5m以浅の浅州が張り出しているため、通航しない方がよい。

なお、日間賀島～佐久島間を通航する船舶は、両島の各距岸約0.4～1Mまで張り出す養殖施設があり、水路が極端に狭められているので注意を要する。

中山水道 渥美半島西岸と野島との間にある水道で、伊勢湾と三河湾を結ぶ海上交通の要衝である。中央部付近に**トーノ瀬**（34° 38.2' N 137° 01.2' E、水深4.1m、北側に灯浮標がある）と同瀬の南西方1.5M付近の水深10m以浅の浅所（長さ南北方向に約1M）がある。同浅所の北側に中山水道開発保全航路（4灯標が設置されている。）がある。（第51図、275ページ参照）

師崎水道 中央部は水深30m以上あるが、水道の両側には多数の陰礁があつて、5～20mの各等深線が重なるように接近し、水深20m以上の水路の幅は約500mに過ぎない。この水道は古くから好漁場として知られ、常に漁船が操業している。特に休日には多数の漁船、遊漁船が集中し、一般船舶の通航が困難になる

ことが多い。

師崎水道の両側及び周辺の島の沿岸には、ワカメなどの養殖施設があるので注意を要する。

潮流（第 45・46 図、261・262 ページ参照）

目標

地 物 名	概 位	備 考
立馬《タツマ》埼	34° 39.6′ N 137° 04.2′ E	低い埼で、埼上にある灯台は伊良湖岬を回れば、はっきりと視認できる。
5 風力タービン	34° 38.4′ N 137° 03.2′ E	高さ約 101m
煙 突	34° 39.2′ N 137° 03.9′ E	高さ 203m、赤白塗。付近のテレビ塔群、タンク群とともに顕著。火力発電所構内
野 島	34° 39.5′ N 137° 00.5′ E	湾口にある島のうち最も南の島、島頂南側に灯台がある。
篠 島	34° 40.6′ N 137° 00.2′ E	島の北東端にある東山（高さ 41m）は古松が疎生し顕著で、「城山の松」の名がある。
築 見 島	34° 41.5′ N 137° 00.5′ E	高さ 44m、かん木と雑草とが密生し、島の北端は島頂付近から崩れていて顕著
羽 豆 岬	34° 41.8′ N 136° 58.4′ E	岬の南岸は赤色のがけを成し、岬端付近に展望台（高さ 38m）がある。岬端のすぐ南方に顕著な屏風岩（高さ 2.9m）がある。
佐 久 島	34° 43.7′ N 137° 02.6′ E	最高部は島の東部にあって高さ 38m である。

5

師崎水道対景図・写真

(1) 北方から師崎水道を望む



	船渡 ふ頭	1 号岸壁	34° 43.6' N 137° 20.7' E	500	1.5~2.5	500×6	
		2 号岸壁	34° 43.6' N 137° 20.4' E	450	5.5	2,000×5	
		3 号岸壁	34° 43.4' N 137° 20.3' E	360	4.5	2,000×6	耐震岸壁
御津 地区	御津 ふ頭	1 号岸壁	34° 47.9' N 137° 18.4' E	200	5.5	2,000×2	鉄鋼用
蒲 郡 地 区	浜町 ふ頭	1 号岸壁	34° 48.5' N 137° 12.2' E	185	10	15,000×1	原木用
		2 号岸壁	34° 48.5' N 137° 12.1' E	130	6.5~7.5	5,000×1	原木用
	蒲 郡 ふ 頭	1 号岸壁	34° 49.2' N 137° 13.1' E	600	2.5~4	700×10	スクラップ用
		2 号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.3' E	180	6	2,000×2	砂利・石材用
		3 号岸壁		90	5 以下	2,000×1	
		4 号岸壁	34° 48.9' N 137° 13.2' E	185	9~9.5	15,000×1	原木・鉄鋼用
		5 号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.1' E	390	7.5~8	5,000×3	原木用
		6 号岸壁	34° 49.0' N 137° 13.0' E	90	5.5	2,000×1	原木用
		7 号岸壁	34° 48.9' N 137° 12.9' E	90	6	2,000×1	原木用
		8 号岸壁	34° 48.8' N 137° 13.0' E	390	7.5	5,000×3	輸送機械用
		9 号岸壁	34° 48.7' N 137° 13.1' E	185	10~10.5	15,000×1	輸送機械用
		10 号岸壁	34° 49.0' N 137° 12.9' E	250	3.5~4	700 t 級	
		11 号岸壁	34° 48.2' N 137° 12.9' E	250	11	18,000×1	
	竹島 ふ頭	1 号岸壁		96	3.5~4	3,000×1	
		2 号岸壁	34° 49.1' N 137° 13.5' E	131	4.5~6	5,000×1	
		3 号岸壁		134	4~6		フェリー

豊橋地区 紙田川河口に貯木場 (34° 41.9' N 137° 19.2' E) がある。

上表のほか、各所に会社専用の係船岸壁、栈橋がある。

航法 三河港豊橋地区神野南・北防波堤から港内側に至る約 2M の海域 (自主規制海域) において、長さ 100m 以上の船舶の追越し・行会いを防止する自主規制ルールを設けている。詳細はウェブページで公開され

5 ている。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/rule/000002.html>

錨地

豊橋地区 豊川河口の西南西方約 2M、水深 7m 前後の所に錨泊できる。検疫錨地は姫島の北西方約 2M 付近にある。

10 なお、これら錨地は、西風時に走錨のおそれがある。

蒲郡地区 防波堤外の竹島と大島とのほぼ中間の西側で、水深 6m 前後の所が好錨地である。

冬季、西寄りの風が強いときには、大島の東側が比較的錨地に適している。付近の養殖施設に注意を要する。

検疫錨地は、橋田鼻の南東方約 2M 付近にある。

15

海事関係官公署

	官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
豊橋地区	三河海上保安署 (港長)	0532-34-0118	名古屋出入国在留管理局豊橋港出張所	0532-32-6567
	名古屋税関豊橋税関支署	0532-32-6566	名古屋検疫所三河・福江出張所	名古屋検疫所 (本所) 052-661-4131 へ連絡
	名古屋植物防疫所	052-651-0112	愛知県三河港務所	0532-31-4156
蒲郡地区	名古屋税関豊橋税関支署蒲郡出張所	0533-68-6008	愛知県三河港務所蒲郡出張所	0533-69-5381

低い山脈が南北に連なり、港奥に**境川**が注ぐ。港内中央には東西防波堤入り口から北方向へ向かって、水深 11m～12m、幅 200m～300mである「中央航路」が存在する。港内の水深は港口付近で約 12m、港奥の 8 号地前面では約 11m前後で、境川河口付近では 2m以下である。3 号地南東部は埋立て工事中である。

目標

地 物 名	概 位	備 考
煙 突	34° 52.2' N 136° 56.2' E	高さ 74m、赤白塗、その他多数あり

5

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）。

通信 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼 出 名 称	周 波 数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連 絡 先	備 考
みかわわんポートラジオ又は みかわわんポートラジオだい 2	ch16/11,12	常 時	0532-34-7850	東洋信号通信社受託局

信号 JERA 碧南火力発電所では、信号柱によって係留船舶に対し情報提供を行っている。

10 **航泊制限** 港内における引火事故を防止するため船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから 30m以内の水面（ただし、運河及び河川水域にあっては 20m以内の水面）に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。

なお、引火性危険物積載タンカーは、港内に停泊中夜間においても視認できる「引火性危険物積載中」の垂れ幕を掲げている。（衣浦港長公示平成 30 年第 30-2 号）

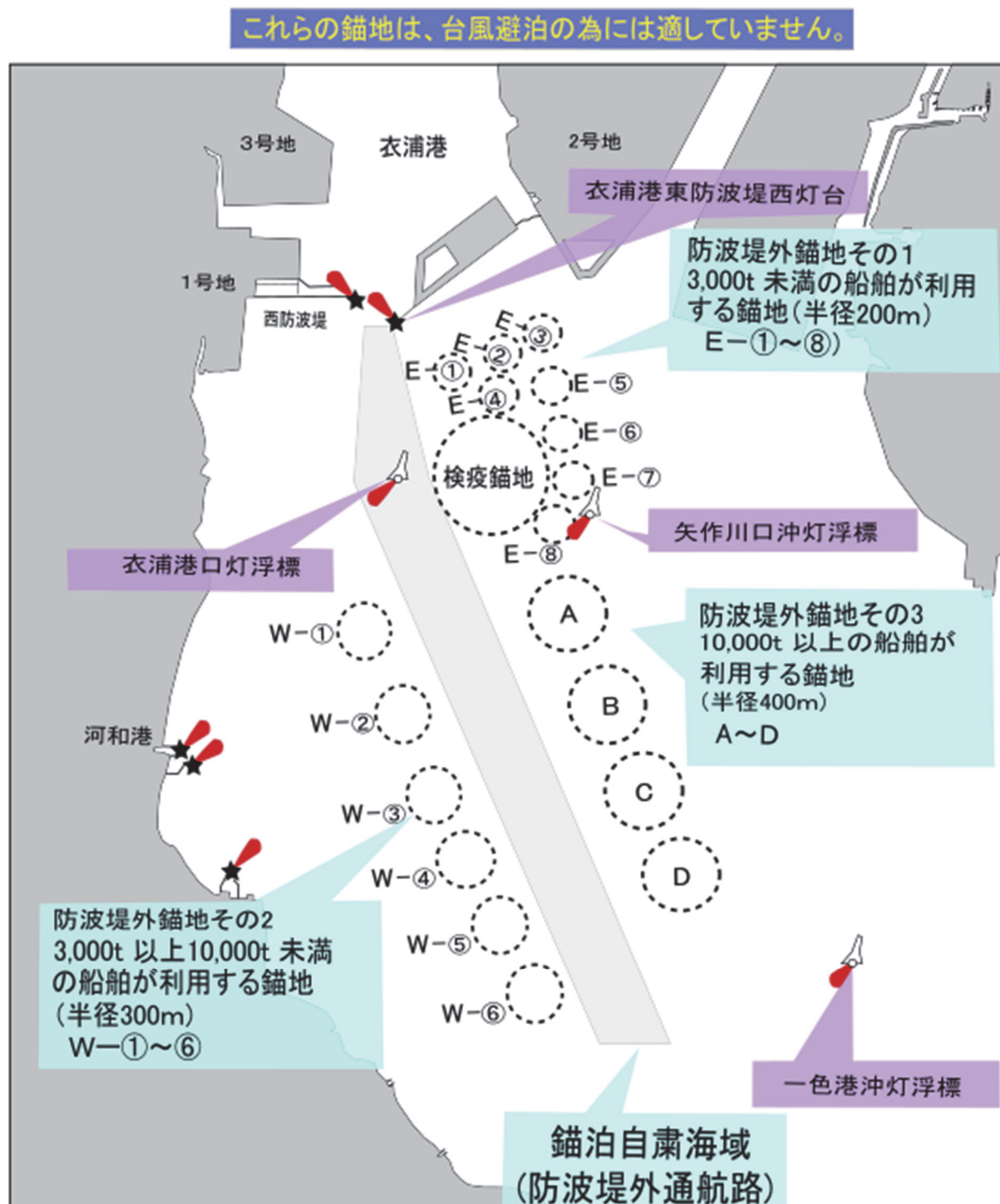
15

港湾施設

名 称		概 位		長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
中 央 ふ 頭 (東)	東 1 号岸壁	34° 52.4′ N	136° 58.3′ E	630	3～4.5	2,000×7	金属くず用
	東 2 号岸壁	34° 52.3′ N	136° 58.1′ E	130	5.5～6	5,000×1	〃
	東 3 号岸壁	34° 52.2′ N	136° 58.0′ E	185	10	15,000×1	〃
	東 4 号岸壁	34° 52.1′ N	136° 57.9′ E	240	12	30,000×1	〃 耐震強化岸壁
新 川	1 号岸壁	34° 53.7′ N	136° 59.0′ E	100	4	700×2	コークス
	2 号岸壁			150	4 以下	500×3	
高 浜 ふ 頭	1 号岸壁	34° 55.2′ N	136° 58.7′ E	180	3 以下	700×3	
	2 号岸壁	34° 55.1′ N	136° 58.7′ E	130	5～7.5	5,000×1	
亀 崎 ふ 頭	1 号岸壁	34° 54.8′ N	136° 58.2′ E	370	9～10	15,000×2	
	2 号岸壁	34° 54.7′ N	136° 58.3′ E	185	10	15,000×1	砂利・砂
	3 号岸壁	34° 54.6′ N	136° 58.3′ E	190	11	15,000×1	金属くず
中 央 ふ 頭 (西)	西 1 号岸壁	34° 52.8′ N	136° 57.5′ E	300	3～3.5	500×6	
	西 2 号岸壁	34° 52.7′ N	136° 57.7′ E	520	6～6.5	5,000×4	コークス
	西 3 号岸壁	34° 52.5′ N	136° 57.6′ E	185	10	15,000×1	耐震強化岸壁
	西 4 号岸壁	34° 52.5′ N	136° 57.4′ E	185	8.5～10	15,000×1	
	西 5 号岸壁	34° 52.4′ N	136° 57.6′ E	240	10.5～11	30,000×1	石炭
	西 6 号岸壁	34° 52.4′ N	136° 57.4′ E	240	11	30,000×1	木材チップ
南ふ頭岸壁		34° 52.7′ N	136° 56.2′ E	705	0.5～4	500×13	
武 豊 岸 壁		34° 50.8′ N	136° 55.6′ E	180	—	700×3	石灰石
武豊北 ふ 頭	1 号岸壁	34° 51.5′ N	136° 55.8′ E	185	10	15,000×1	鉄くず 耐震強化岸壁
	2 号岸壁	34° 51.5′ N	136° 56.0′ E	240	12	30,000×1	鋼材
	3 号岸壁	34° 51.4′ N	136° 56.1′ E	130	7.5～12	5,000×1	化学薬品

上表のほか、各所に会社専用の係船岸壁、栈橋がある。

第52図 知多湾港外自主規制錨地及び錨泊自肅海域図【図の差し替え】



第 6 節 伊 勢 湾 (海図 W1051)

概要 伊良湖岬と答志島との間の幅約 6M を湾口とし、知多半島の西側を北北西方へ約 35M 湾入する。

最深部は、湾口から湾央付近をほぼ知多半島に並行して揖斐川河口の沖に達し、水深は湾口付近を除き 35m 前後で、底質泥の平らな海底である。湾内は、最深部から海岸に向かってしだいに浅く、20m 等深線はおおむね距岸 3M 前後にあるが、知多半島の南西岸（豊浜港～野間埼の間）は距岸約 500m に迫っている。

湾内沿岸 1.2M 付近までノリ等の養殖施設が設置されている。

静穏の日には、湾内どこにでも ~~に~~ 投錨仮泊することができる。

伊勢湾は、海上交通安全法の適用海域である。

10 ~~航海情報~~ 第四管区海上保安本部では、伊勢湾、三河湾及び湾内主要港湾を航行する際の情報をとりまとめた「伊勢湾・三河湾海上交通ガイドブック」をウェブページで公開している。

~~URL~~ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/rule/000002.html>

気象

冬季季節風 10 月頃から翌年 4 月頃まで北西風が吹き、強く吹くのは 12 月～翌年 3 月上旬までである。

15 この北西風は、名古屋、四日市付近と伊良湖岬付近では、風速に大きな差があることが多く、伊良湖岬付近では、20m/s 以上の台風並みの強風となることも時々ある。これは、日本海を吹走して来た北西風が若狭湾で収束され、鈴鹿山脈の低地部を吹き抜けて、伊勢湾に吹き降り、伊勢湾を南下するに従い（伊勢湾の地形が中央で広く、湾口が狭い袋状のため）再び収束され、風速を増し、湾口付近を吹き抜けるためである。この強風は、伊良湖岬沖 50～70M まで吹くといわれている。

20 このときの気圧配置は、西高東低の冬型気圧配置で、等圧線が伊勢湾上を南北に縦走している場合が多い。また、発達した温帯低気圧が本州南岸沿いに通過した直後、日本海に強い高気圧が張り出した場合にも見られ、この場合は、突風を吹き起こすこともある。

夏季季節風 5～9 月頃まで、南東～南南東の風が多く吹き、日中の風速は 4～6m/s 程度のことが多い。

25 霧 3 月上旬～7 月下旬にかけて発生し、伊勢湾口及び周辺で濃霧となることがある。風向は、北～北西のときが多く、特に小雨混じりのときは濃霧となる。

潮流 第 45・46 図、261・262 ページ参照

目標

地 物 名	概 位	備 考
2 無 線 柱	34° 42.4' N 136° 56.2' E	高さ各 40m
求聞《グモン》山	34° 42.6' N 136° 56.2' E	樹頂の高さ 73m、頂上に顕著な松やがけがある。

入港上の注意 入港する場合は、沿岸に散在するくい、小型定置網等の障害物を避けて、少なくとも距岸 500m 以上離して航行すること。また、秋から春にかけてノリ養殖施設が、東西両防波堤沿岸に設置される。

- 5 **港湾施設** 防波堤内の船だまりのほぼ中央に、中央ふ頭（岸壁延長約 370m）があり、500 t 級船舶が着岸できる。このほか、船だまり内の各所に物揚場がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船がある。

常 滑 港 (34° 53' N 136° 50' E) (海図 W1025) (JP TXN)



10

(2018 年 5 月撮影)

港種 港則法適用港

概要 この港は、知多半島西岸中央部にある港則法適用港である。中部国際空港〔セントレア〕のアクセス港としても利用されている。

- 15 **水路** 中部国際空港島東側から、対岸のりんくう地区の船だまりに至る水路（幅約 150m、水深 5.5m）及び常滑地区に至る水路（水深 4.5m）がある。

入港上の注意 中部国際空港島の北側及び南側海域に、航空機進入表面区域があるので注意が必要である。また、沿岸部付近には、くい及び小型定置網があり、秋から春先にかけてノリ養殖施設が設置され、可航水域が狭くなるので、注意が必要である。

- 20 **伊勢海防常滑船舶通航信号所** 名古屋港新土砂処分場建設工事区域付近の船舶に対する工事用船舶の動静、工事又は作業の状況及びその他船舶の航行の安全に必要な事項の通報を行っている。（書誌第 411 号、「灯台表第 1 巻」船舶通航信号所の項参照）。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約 m)	備 考
保 示 ふ 頭	34° 52.8' N 136° 50.3' E	150	2～3	
市 場 ふ 頭	34° 52.9' N 136° 50.3' E	180	1～1.5	
新 開 ふ 頭	34° 53.0' N 136° 50.2' E	300	2.5～3.5	
りんくう岸壁	34° 52.5' N 136° 49.9' E	200	5～5.5	りんくう地区
－5.5m栈橋	34° 52.5' N 136° 49.7' E	115	5.5	〃
セントレア岸壁	34° 51.5' N 136° 49.3' E	100	5.5	中部国際空港島東岸

架橋 中部国際空港島北東岸から対岸に至る架橋 (34° 52.5' N 136° 49.3' E、高さ 19m) がある。

補給 燃料油、氷の補給ができる。

5 海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先
中部空港海上保安航空基地	0569-38-8118

海上交通 中部国際空港 [セントレア] 島東岸の空港栈橋から津港の鰐崎地区 (津なぎさまち) に至る高速旅客船 (124 t 級) 便がある。

10 伊勢湾北岸 (海図 W95、W1051)

東部に名古屋港、西部に四日市港があり、中央部に木曽川、揖斐《イビ》川が注ぎ河口付近は、水深 10m 以下の砂州が、距岸 1～2.5Mまで張り出し遠浅となっている。

目標

地 物 名	概 位	備 考
シーバース	34° 55.6' N 136° 44.4' E	伊勢湾シーバース、レーダ反射器付シーバース灯及び4副灯がある。
2 風力タービン	34° 57.1' N 136° 49.2' E	高さ各 97m

	2 代・E・5	E 5	新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	2 代・B・1	B 1	潮見ふ頭南側の係留施設 (BL、BK 栈橋) 又は潮見ふ頭南西端から 180° 400m の地点まで引いた線、同地点から 083° 430m の地点まで引いた線、同地点から 000° に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。
	2 代・B・2	B 2	潮見ふ頭東側の係留施設 (BH2 から BY 栈橋) に向かって航行する。
	2 代・B・3	B 3	潮見ふ頭北側の係留施設 (Q1 から B3 栈橋) に向かって航行する。
	2 代・B・4	B 4	潮見ふ頭西側の係留施設 (B4 から BJ 栈橋) に向かって航行する。
	2 代・N・1	N 1	昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	2 代・N・2	N 2	ガーデンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	2 代・N・3	N 3	一洲町の栈橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	2 代・N・4	N 4	空見ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・K・1	K 1	金城ふ頭 52 から 57 号岸壁に向かって航行する。
	2 代・K・2	K 2	金城ふ頭 58 から 62 号岸壁に向かって航行する。
	2 代・K・3	K 3	金城ふ頭 76 から 85 号岸壁に向かって航行する。
	2 代・W・1	W 1	金城ふ頭 71 から 75 号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・W・2	W 2	飛島ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・W・3	W 3	飛島ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・W・4	W 4	飛島ふ頭西側又は弥富ふ頭東側の係留施設又は第 4 区の係船浮標に向かって航行する。
	2 代・W・5	W 5	弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	2 代・P・1	P 1	高潮防波堤東信号所から 022° 2,010m の地点を中心とする半径 350m の円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。
	2 代・S・1	S 1	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から 144.5° 820m の地点 (以下「A 地点」という。) から 214° 800m の地点まで引いた線、同地点から 128° 250m の地点まで引いた線、同地点から 066.5° 460m の地点まで引いた線、同地点から 034° 400m の地点まで引いた線、同地点から A 地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。

船舶の交通の制限等 (港則法第 38 条、同法施行規則第 20 条の 2) 港長は、東水路、西水路及び北水路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する

5 予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから 30m 以内の海面 (ただし、運河及び河川水域にあつては 20m 以内の水面) に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。

10 同タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。(名古屋港長公示 平成 30 年第 30-1 号)

潮風ふ頭	27～29 号岸壁	35° 04.4' N 136° 51.7' E	405	5.5～10	1,500×1 3,500×1 10,000×1	石炭用 (28, 29 号耐震岸壁)
	31 号岸壁	35° 04.3' N 136° 51.6' E	60	3～6.5	500×1	石炭・鉄産品用
	32 号岸壁	35° 04.3' N 136° 51.7' E	130	6.5～7.5	3,500×1	石炭・鉄産品用
	33 号岸壁	35° 04.2' N 136° 51.7' E	185	10	10,000×1	石炭・鉄産品用
空見ふ頭	95～97 号岸壁	35° 04.2' N 136° 51.5' E	540	5～5.5	500×1 1,000×1 1,500×4	鋼材用
	50 号岸壁	35° 03.4' N 136° 51.3' E	180	10	10,000×1	雑貨用
	51 号岸壁	35° 03.4' N 136° 51.3' E	120	4 以下	500×2	雑貨用
	70 号岸壁	35° 03.7' N 136° 50.6' E	360	5.5	1,500×4	雑貨用
金城ふ頭	52・53 号岸壁	35° 03.2' N 136° 51.2' E	497	8.5～12	25,000×2	自動車用
	54～57 号岸壁	35° 02.8' N 136° 51.2' E	800	10	10,000×4	自動車用
	58～62 号岸壁	35° 02.6' N 136° 50.9' E	1,000	10	10,000×5	雑貨・自動車用
	71 号岸壁	35° 03.4' N 136° 50.5' E	450	—	1,500×5	雑貨用
	72～75 号岸壁	35° 03.2' N 136° 50.3' E	520	7.5	3,500×4	雑貨用
	76・77 号岸壁	35° 03.0' N 136° 50.3' E	400	10～10.5	10,000×2	自動車用
	78・79 号岸壁	35° 02.8' N 136° 50.4' E	400	9～10.5	10,000×2	自動車用
	80・81 号岸壁	35° 02.6' N 136° 50.5' E	400	9～10	10,000×2	
	82～84 号岸壁	35° 02.3' N 136° 50.6' E	600	9～12	10,000×3	
弥富ふ頭	85 号岸壁	35° 02.1' N 136° 50.7' E	280	11.5～12	25,000×1	
	6 号岸壁	35° 01.8' N 136° 47.9' E	270	12	25,000×1	雑貨・自動車用
	7 号岸壁	35° 01.8' N 136° 47.8' E	240	12	25,000×1	雑貨・自動車用
	88・89 号岸壁	35° 02.2' N 136° 48.0' E	260	7.5	3,500×2	木材・雑貨用
	鍋田ふ頭 T1・T2 岸壁	35° 01.5' N 136° 47.6' E	700	13～14	50,000×2	コンテナ用 (耐震岸壁)、ガントリークレーン
	鍋田ふ頭 T3 岸壁	35° 01.6' N 136° 47.4' E	285	12	30,000×1	コンテナ用、ガントリークレーン
飛島ふ頭	90～92 号岸壁	35° 02.8' N 136° 49.9' E	620	10～12	10,000×2 25,000×1	コンテナ用、ガントリークレーン
	93・94 号岸壁	35° 02.0' N 136° 50.2' E	700	14～15	50,000×2	コンテナ用、ガントリークレーン
	TS1 岸壁	35° 01.6' N 136° 49.2' E	350	16	108,500×1	コンテナ用 (耐震岸壁)、ガントリークレーン
	TS2 岸壁	35° 01.6' N 136° 49.4' E	400	16	108,500×1	
	98・99 号岸壁	35° 02.3' N 136° 48.6' E	370	10	10,000×2	木材用
	潮見ふ頭 BX 栈橋	35° 03.8' N 136° 52.8' E	200	3.5	300×20	小型油送船施設・船尾付
	横須賀ふ頭 86 号岸壁	35° 00.6' N 136° 52.2' E	420	4～4.5	500×7	建設用資材用
	北浜ふ頭 87 号岸壁	35° 00.3' N 136° 52.0' E	240	4.5	500×4	軽工業品用

上表のほか、各地に各会社専用の係船施設が多数ある。

伊勢湾シーバース 名古屋港～四日市港間のほぼ中央 (34° 55.6' N 136° 44.4' E) にあり、310,000D/W 級が係留でき、レーダ反射器付シーバース灯及び 4 副灯 (南端の副灯にホーン付設) がある。

5

架橋・架空線

名 称		概 位	桁下 (m)	区 間
架 橋	名港西大橋	35° 03.1' N 136° 50.0' E	32～39	木場金岡ふ頭～金城ふ頭
	名港中央大橋	35° 03.2' N 136° 51.6' E	45～55	金城ふ頭～潮見ふ頭
	名港東大橋	35° 03.2' N 136° 52.7' E	40	潮見ふ頭～新宝ふ頭
架空線	送電線 (電力)	35° 03.9' N 136° 53.0' E	高さ 40	潮見ふ頭～新宝ふ頭
		35° 04.1' N 136° 52.9' E	高さ 9.3	潮見ふ頭～船見ふ頭南西端

	2 代・S・N	S N	霞ヶ浦南ふ頭北側、東側又は霞ヶ浦北ふ頭南側の係留施設に向かつて航行する。
	2 代・S・W	S W	霞ヶ浦南ふ頭西側の係留施設に向かつて航行する。
	2 代・F	F	富双 1、2 丁目又は富田浜町の係留施設に向かつて航行する。
	2 代・A	A	谷口石油精製栈橋に向かつて航行する。
	2 代・E	E	JERA 川越火力発電所の係留施設に向かつて航行する。
	2 代・W	W	四日市港東防波堤南灯台から 285° 200m の地点まで引いた線、同地点から 334° 1,080m の地点まで引いた線、同地点から 017° 520m の地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤北西端まで引いた線及び四日市港東防波堤により囲まれた海面の錨地に向かつて航行する。

信号 四日市信号所及び四日市防波堤信号所で、航行管制に関する信号を行っている。

また、第 2 航路私設信号塔及び第 3 航路私設信号塔では私設信号を行っている。

- 5 **管制信号** 第 1 航路及び午起航路を航行する一定の船舶は、航行管制に関する信号を行っている次表の四日市信号所 (34° 57' 09" N 136° 38' 13" E) 及び四日市防波堤信号所 (34° 56' 45" N 136° 39' 40" E) が行う信号に従って航行しなければならない。

信号の略称	第 1 航路・午起航路	信号の意味
	四日市信号所・四日市防波堤信号所	
入航信号	毎 2 秒に白色光 1 閃	入航船は入航可 総トン数 500 t 以上の出航船は運航を停止して待機 総トン数 500 t 未満の出航船は出航可
第 1 航路 出航信号	毎 2 秒に赤色光 1 閃	第 1 航路出航可 午起航路から出航する総トン数 500 t 以上の出航船は運航を停止して待機、総トン数 500 t 未満は出航可 総トン数 500 t 以上の入航船は航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 500 t 未満の入航船は入航可
午起航路 出航信号	毎 3 秒に赤色光 2 閃	午起航路出航可 第 1 航路から出航する総トン数 500 t 以上の出航船は運航を停止して待機、総トン数 500 t 未満は出航可 総トン数 500 t 以上の入航船は航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 500 t 未満の入航船は入航可
航路制限 信号	毎 3 秒に順次に赤色光 1 閃及び 白色光 1 閃	総トン数 3,000 t 以上の入航船は航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 3,000 t 以上の出航船は運航を停止して待機 総トン数 3,000 t 未満の入出航船は入出航可
入 出 航 禁止信号	毎 6 秒に順次に赤色光 3 閃及び 白色光 3 閃	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止

- 10 **私設信号** 第 2 航路私設信号塔 (霞ヶ浦地区南東角地) では、第 2 航路を経由して出入航、又は K-9 栈橋 (34° 58.4' N 136° 39.7' E) を離棧し回頭中の総トン数 3,000 t 以上の船舶の情報信号を表示し、総トン数 500 t 以上の船舶に第 2 航路内で行き会わないよう出入航の調整を行わせている。

第 3 航路私設信号塔 (霞ヶ浦地区北東角地) では、第 3 航路を経由して出入航、又は E-1 栈橋 (35° 00.0' N 136° 41.9' E) を離棧し、第 3 航路を出港する総トン数 20,000 t 以上の船舶の情報信号を表示し、総トン数 500 t 以上の船舶に第 3 航路内で行き会わないよう出入航の調整を行わせている。

- 15 **詳細はウェブページで公開されている。**

URL—<https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/rule/000002.html>

錨地 東防波堤の西側海域は底質が泥で、小型船等の好錨地である。

四日市港東防波堤南灯台（34° 57.1′ N 136° 39.5′ E）の南南東方約 3,300m に、検疫錨地がある。

危険物積載船錨地は第 2 区、第 3 区に指定されている。第 1～第 3 航路東側出入口、昭和四日市石油シーバース及びコスモ石油シーバース付近海域等には、錨泊自粛区域が設定されている。

詳細はウェブページで公開されている。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/rule/000002.html>

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水 深 (約 m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
石炭ふ頭第 7 号	34° 56.9′ N 136° 38.0′ E	125	4.5～7	5,000×1	化学薬品用
第 1 号 ふ頭	1 号	100	5.5	2,000×1	化学薬品用
	南側基部	60	—	—	—
	2・3 号	245	6～8.5	10,000×1	鉱物、化学肥料等
	4・5 号	215	5.5～ 9.5	10,000×1	化学工業品・非鉄金属
	6 号	179	2～2.5	300×3	ガラス類
第 2 号 ふ頭	8 号	190	9.5	15,000×1	穀類、ガラス類用
	9 号	200	10	15,000×1	穀類、非鉄金属用
	10 号	200	4.5～5	2,000×2	穀類用
	11 号	200	10～11	15,000×1	輸送機械用
	12 号	140	5～5.5	1,000×2	穀類、輸送機械用
第 3 号 ふ頭	19 号	110	5	1,000×1	輸送機械用
	13 号	245	12	30,000×1	穀類用
	14 号	220	10	15,000×1	鉄鋼、非金属鉱物等
	15 号	245	10	12,000×1	鉄鋼、非金属鉱物等
	16 号	114	6.5	5,000×1	化学工業品、肥料等
霞 西 1 号 棧 橋	17・18 号	163	5.5	2,000×2	鉄鋼用
	22 号	280	14	60,000×1	石炭、石油製品用 アンローダー 2 基
	23 号	240	12	40,000×1	石炭、石油製品用 ガントリークレーン 1 基
	24・25 号	各 240	12	40,000×2	原塩、輸送機械等
	26 号	300	13.2	30,000×1	コンテナ、重量物用 ガントリークレーン 2 基
	27 号	240	12	25,000×1	コンテナ ガントリークレーン 1 基
	30～36 号	420	4.5	700×7	砂利、砂、石材等
	37～41・43・ 44 号	630	5.5	2,000×7	非金属鉱物等
	60～62 号	390	7.5	5,000×3	石炭用
	70～73 号	300	4.5	700×4	—
霞 け 浦 南 1 号 埠 頭	74 号・75 号	130×2	7.5	5000×2	—
	80 号	330	14	50,000×1	コンテナ ガントリークレーン 2 基
	1・2 号	123	4.5	750×2	休泊用
	3 号	85	4.5	1,500×1	輸送機械、鉄鋼用
	4・5 号	各 125	7.5	5,000×2	セメント、金属製品用
	6 号	170	7.5	5,000×1	鉄鋼用
	50～59 号	600	4.5	700×10	休泊用
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—

上表のほか、第 1 区南部、第 3 区午起町、霞ヶ浦などに会社専用の係船施設が多数ある。

霞ヶ浦、川越地区には大型液化ガスタンカー用の係船施設が存在する。

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12 ページ参照)

錨地 岩田川河口の沖合距岸 1M付近の所は、水深 12m前後、底質泥で錨かきが良く、冬季北西風のときでも停泊できるが、9 月ころ急に起こる南東の強風には、特に警戒する必要がある。

錨泊上の注意 ジャパンマリンユナイテッド株式会社 1、2 号岸壁 (34° 40.7' N 136° 32.5' E) から 3 本の係船錨鎖 (先端に沈錘がある) が、沖合約 200~300m まで延びているので注意を要する。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
伊倉津ふ頭	34° 40.5' N 136° 33.1' E	90	4	1,000×1	砂利、砂、石材等
		60	2~3	1,000×1	〃

上表のほか、伊倉津地区に会社専用の係船施設がある。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
名古屋税関四日市税関支署津出張所	059-225-2030	三重県津建設事務所	059-223-5203

10 **補給** 少量の清水、燃料油及び水の補給ができる。

修理

造 船 所 名	電 話 番 号	備 考
ジャパンマリンユナイテッド株式会社	059-238-6100	

海上交通 鰐崎地区 (津なぎさまち) から常滑港 (中部国際空港 [セントレア] 島東岸の空港棧橋) に至る高速旅客船 (124 t) 便がある。

15

松阪港 (34° 37' N 136° 34' E) (海図 W88) (JP MSA)



(2018 年 4 月撮影)

港種 港則法適用港

概要 防波堤により囲まれた港で、水深 6～7.5m の掘下げ水路（灯浮標及び導灯で表示）があり、港内の水深は 4～7.5m である。

目標

地 物 名	概 位	備 考
2 煙 突	34° 36.5' N 136° 33.5' E	高さ各 58m、遠望顕著
サイロ群	34° 36.8' N 136° 33.7' E	白塗

5

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）

針路法 港奥の北岸壁中央部に松阪港導灯（34° 36.7' N 136° 33.4' E（前灯）、34° 36.6' N 136° 33.4' E（後灯））2 灯一線（204.8°）があり、水路の中央に導く。

入港上の注意 水路の両側に浅瀬が広がっているので、上記導灯を利用して入港すること。また北寄りの風が強いときは、波浪が侵入して港内には停泊してられない。

錨地 港の沖合で、水深 7～12m の所はおおむね底質泥で錨かきが良い。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
大口ふ頭	34° 36.7' N 136° 33.6' E	390	6～6.5	5,000×3	
北 岸 壁	34° 36.7' N 136° 33.4' E	130	5	5,000×1	1, 2 号は耐震岸壁 前面に陰悪地あり クレーン
		100	4.5	2,000×1	
		100	4	2,000×1	
		100	4	2,000×1	
中央ふ頭	34° 36.8' N 136° 33.3' E	260	6～7	5,000×2	

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
三重県津松阪建設事務所 津松阪港管理分所	TEL 0598-51-3644 FAX 0598-51-3482	名古屋税関四日市税関支署 津出張所	059-225-2030

15

最大入港船舶 2002 年 11 月 22 日、貨物船 OPTIMA ACE（9,235 t、喫水 5.49m）が大口ふ頭岸壁に着岸した。

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
松阪市民病院	0598-23-1515	

20

第 7 節 神前～ハンス鼻～大王埼（海図 W1051）

概要 この項には伊勢湾口西部の桃取、菅島、加布良古の諸水道からハンス鼻付近を経て大王埼に至る沿岸及び前面の諸島について記載する。

概要 この港は北方へ約4M湾入した港則法適用港で、港内は東部の五ヶ所浦、西部の船越浦、迫間《ハザマ》浦の3支湾に分かれ、これらの浦もまた多くの小湾に分かれている。

各支湾は小型船の好避泊地であるが、航路筋両側には定置網や真珠の養殖施設などが多いので注意を要する。特に夜間の出入港は危険である。

5 港域内に、宿田曾漁港、相賀浦漁港、迫間浦漁港、礪浦《サザラウラ》漁港及び五ヶ所湾漁港がある。

目標

地物名	概位	備考
竜仙山	34° 21.8' N 136° 40.7' E	高さ402m、南西方から見ると鋭峰状
浅間山	34° 19.0' N 136° 40.6' E	高さ45m、頂上に松林がある。逢瀬ノ鼻上
浅間ノ森	34° 19.4' N 136° 39.4' E	高さ111m
著屋	34° 21.0' N 136° 42.3' E	病院、丘上にあり、白色建物

避險線 室ビラシ(34° 17.1' N 136° 40.9' E、水深6.4m)は、浅間山(目標の項参照)と葛《カツラ》島西端(34° 17.8' N 136° 40.7' E)とを一線(172°)に見る方位線上にある。また、イノキビラシ(34° 18.7' N 136° 40.6' E)は、止ノ埼端(34° 17.3' N 136° 39.6' E)と間鼻島灯台(34° 19.2' N 136° 41.1' E)との一線(033°)上にある。

錨地 迫間浦は各方向の風を防ぎ、600t以下の船舶には、五ヶ所港内では最も安全な好錨地である。ただし、養殖施設が多く注意を要する。最良の錨地は、ソモ埼の北方で浅間ノ森を287°に見る水深約16m、底質泥の所で錨かきは良い。この浦には朝生田浦、三浦、福浦などの支湾があるが、いずれも真珠などの養殖施設が多数あるので注意を要する。

五ヶ所浦は南風が強いときには、大波が侵入するため錨泊には適さない。しかし、小型船は浦奥の五ヶ所浦地区の前面に入れば風波を避けられる。間鼻島灯台の北東方約0.7Mのツブリコ(高さ13m)から043°600m、水深約20m、底質泥の所は錨かきが良かったという報告がある。なお、ツブリコ周辺には養殖施設がある。

20 船越浦では東側にある雀島(34° 20.0' N 136° 40.8' E、高さ7m)の西方280m、水深約14m、底質泥の所が良いが、南風が強いときには大波のため錨泊に適さない。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
宿田曾漁港	—5m岸壁	34° 17.6' N 136° 41.2' E	350	7~8.5	
	—5m岸壁	34° 17.7' N 136° 41.4' E	150	5	
	—6m岸壁	34° 18.0' N 136° 41.4' E	延長170	2.5~4.5	魚市場がある。
	—6m岸壁		延長150	4~5.5	魚市場がある。

上表のほか、港域内各漁港に物揚場がある。

25 ~~最大入港船舶——深海潜水調査船支援母船 よこすか(4,439t、喫水4.5m)が宿田曾漁港—7.5m岸壁に着岸したことがある。~~

補給 清水、燃料油の補給ができる。

贄《ニエ》湾(34° 15' N 136° 34' E、海図W76) 数個の支湾があるが、ほとんど真珠の養殖場に使用

鵜殿港 (33° 44' N 136° 01' E) (海図 W1058)

(2018 年 5 月撮影)

概要 熊野川河口北側にある。南、東、北防波堤と陸岸に囲まれた港で、北防波堤南側に小型漁船船だまりがある。港内の水深は 5～7m であったが、熊野川からの土砂の流入により、水深が約 0.3m から最大約 4m 減少している。また、荒天後に水深が変化するおそれがある。

港湾施設 港奥に -5.5m 岸壁 (33° 44.1' N 136° 00.9' E、延長約 270m、水深 4～5m) 及び -3m 物揚場がある。また、南防波堤基部西側には、北越コーポレーション株式会社紀州工場専用岸壁 (長さ 240m、水深 4～5m) がある。

最大入港船舶 チップ運搬船 大加丸 (1,500 t) が北越コーポレーション専用岸壁に着岸する。

架橋 熊野川河口には、三重県紀宝町と和歌山県新宮市との間に、熊野川河口大橋 (33° 43.8' N 136° 00.2' E) がある。

その南側に**塩屋漁港**がある。同漁港の西方に橋で接続した富島（33° 51.6′ N 135° 09.0′ E、人工島）がある。

港口付近から北西方の沿岸域にかけて、漁船が操業していることが多いので注意を要する。

目標

地 物 名	概 位	備 考
4 タ ン ク	33° 51.5′ N 135° 08.9′ E	火力発電所構内
煙 突	33° 51.6′ N 135° 09.1′ E	高さ 204m、青白塗、火力発電所構内

5

錨地 日高港西防波堤灯台（33° 51.9′ N 135° 08.5′ E）を 195° 約 0.6M に見る水深 9m 前後、底質砂の所は錨かきが良い。

10

架空線 富島内の発電所構内には2基の送電線用鉄塔がある。塩屋岸壁南側護岸の鉄塔（33° 51.8′ N 135° 09.3′ E、高さ約43m）と構内鉄塔（33° 51.7′ N 135° 09.3′ E、高さ約42m）間に送電線（高さ約18m）、構内鉄塔（33° 51.6′ N 135° 09.3′ E、高さ102m）と尾ノ埼付近の鉄塔（33° 51.5′ N 135° 09.5′ E、高さ114m）間に送電線がある。

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
塩 屋	第 1 岸 壁	33° 52.0′ N 135° 09.4′ E	240	11～12	30,000×1	
	第 2 岸 壁		130	6	5,000×1	耐震強化岸壁
	第 3 岸 壁		100	5.5	2,000×1	

上表のほか、富島の北側に専用岸壁（長さ約 550m、水深 6～8m）がある。

15

最大入港船舶 2019 年 3 月 23 日、客船飛鳥Ⅱ（50,142 t、喫水 7.8m）が塩屋第 1 岸壁に着岸した。

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
ひだか病院	0738-22-1111	

高知港 (33° 31' N 133° 34' E) (海図 W110) (JP KCZ)



(2018 年 5 月撮影)

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港

5 **概要** 入口付近の航路(幅 120～210m)は常に掘下げて水深維持に努めているが、狭長で暴風による種崎浜からの漂砂などのため、水深が浅くなることがあるので、通航の際は注意を要する。

港内の水深は全般に浅く、~~港口付近が水深約 12m のほか、~~港内全般は 8m 以下である。

10 第 7 ふ頭東方の海域は台風等の影響により水深が変化しやすく、乗揚げ事故も発生しているので注意を要する。~~また、港口から高知水路付近(桂浜地区・種崎地区・第 7 ふ頭東方や南防波堤等)にかけて防波堤の築造または既設防波堤の延伸・改修工事が実施されている。~~

港内東側の埋立地は石油、石灰石、造船関係の企業が進出している。

西側は水深 2～4m、底質泥で 500 t 以下の船舶が停泊でき、諸風波に対して安全である。

港奥に高知市街を貫流する鏡川、国分川などの河川が注いでいる。

気象 年間を通じて西の風が多い。風速は極めて弱く、年平均風速はほぼ 2m/s 以下となっている。

15 **潮汐** この港における平均高高潮は 1.6m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 1.08m である。

潮流 高知港口 (33° 30.0' N 133° 33.9' E) においては、上げ(下げ)潮流は西(東)方へ流れ、流速は 0.6～0.9 (1.0) kn である。

通信 船舶と港長との間で、「こうべほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼 出 名 称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連 絡 先	備 考
こうべほあん KOBE COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	高知海上保安部	

20 **水先** 水先法という水先区ではないが、水先類似行為者がいる。

航路 種崎浜東方から港奥の第 1 ふ頭南東方の間に、港則法に定める航路(長さ約 3M、幅 120～210m、水深約 7～9m)がある。

針路法 港口の沖合約 1M の所から、高知港種崎防波堤灯台 (33° 30.3' N 133° 34.5' E) に 277° で向首して進む。高知港口防波堤灯台 (33° 30.1' N 133° 35.0' E) 正横で第 7 ふ頭へは右転し、港内へ

	信号の方法		信 号 の 意 味
	昼 間	夜 間	
入航信号	毎 2 秒に白色光 1 閃又は 黒色の上向き円すい形形 象物 1 個	毎 2 秒に白色光 1 閃	入航船は入航可 総トン数 100 t 以上の出航船は運航停止で待機 総トン数 100 t 未満の出航船は出航可
出航信号	毎 2 秒に赤色光 1 閃又は 黒色の方形形象物 1 個	毎 2 秒に赤色光 1 閃	出航船は出航可 総トン数 100 t 以上の入航船は水路外で出航船 の進路を避け待機 総トン数 100 t 未満の入航船は入航可
総トン数 1,000 t 以下 (油槽船にあ っては 500 t) 以上の船 舶の入出航禁 止信号	毎 3 秒に順次赤色光 1 閃 及び白色光 1 閃又は黒色 の鼓形形象物 1 個	毎 3 秒に順次に 赤色光 1 閃及び 白色光 1 閃	総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 以上の入航船は水路外において出航船の進路 を避けて待機 総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 以上の出航船は運航を停止して待機 総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 未満の入出航船は入出航可
禁止信号	毎 6 秒に順次赤色光 3 閃及 び白色光 3 閃又は縦に上か ら黒色の鼓形形象物 1 個及 び赤色の方旗 1 旒	毎 6 秒に順次に 赤色光 3 閃及び 白色光 3 閃	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止

注意 港口付近では、春～秋季の低気圧及び台風による南寄りのうねりが大きいので注意を要する。

錨地 検疫錨地は、下竜頭岬の南南東方 (33° 28.8' N 133° 35.0' E) 付近にある。

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第 1 ふ頭	2 号岸壁	33° 32.4' N 133° 33.2' E	115	3～6	3,000×1	
	4 号岸壁	33° 32.4' N 133° 33.4' E	390	2.5～7	5,000×3	前面に陰悪地あり
	5 号岸壁	33° 32.3' N 133° 33.6' E	172	5 ～7.5	5,000×1	耐震強化岸壁
	6 号岸壁	33° 32.5' N 133° 33.6' E	260	6～7	5,000×2	
	7 号岸壁	33° 32.6' N 133° 33.6' E	260	5.5～7	5,000×2	
	8 号岸壁	33° 32.7' N 133° 33.6' E	180	3.5～4	700×3	
第 2 ふ頭 1 号岸壁		33° 33.2' N 133° 33.6' E	735	0.5～3	—	未測箇所あり
第 3 ふ頭	1 号岸壁	33° 33.0' N 133° 33.8' E	242	2～3	—	未測箇所あり
	2 号岸壁	33° 32.7' N 133° 33.8' E	110	2.5	300×1	
	3 号岸壁	33° 32.6' N 133° 33.8' E	140	2.5～ 3.5	300 t ×1	前面に陰悪地あり
	4 号岸壁		55	3	750 t ×2	同上
第 4 ふ頭	1 号岸壁	33° 32.5' N 133° 34.2' E	167	4.5～5	3,000×1	前面に陰悪地あり
	2 号岸壁	33° 32.4' N 133° 34.2' E	180	3.5～4	300×1	
	3 号岸壁	33° 32.4' N 133° 34.3' E	90	未測	300×1	
第 5 ふ頭	1 号岸壁	33° 31.4' N 133° 33.9' E	130	6 ～ 6.5	5,000×1	前面に陰悪地あり
	2 号岸壁	33° 31.3' N 133° 33.9' E	140	4 ～4.5	1,000×2	同上
	3 号岸壁	33° 31.1' N 133° 33.9' E	300	2.5～4	700×5	
第 7 ふ頭	1 号岸壁	33° 30.7' N 133° 35.1' E	240	7.5～8	—	ガントリークレーン
	2 号岸壁	33° 30.6' N 133° 35.1' E	240	12～12.5	30,000×1	ガントリークレーン
	3 号岸壁	33° 30.6' N 133° 35.4' E	280	12～12.5	30,000×1	前面に陰悪地あり
	4 号岸壁	33° 30.7' N 133° 35.5' E	190	11～11.5	18,000×1	耐震強化岸壁
	8 号岸壁	33° 30.8' N 133° 35.0' E	180	7.5～8	12,000 t ×1	

5 上表のほか、各ふ頭に各会社の専用係船施設がある。

係船浮標 新築地区造船所前面付近に、多数の係船浮標がある。

架橋 港口付近に航路を横断する浦戸大橋 (33° 30.0′ N 133° 34.1′ E、高さ 39m) がある。

架空線 航路の北部を横断する送電線 (33° 31.9′ N 133° 33.8′ E、高さ 50m、~~47m~~) がある。

5 最大入港船舶 2024 年 10 月 10 日、客船 MSC ベリッシマ (171,598 t、喫水 8.7m) が第 7 ふ頭 3 号岸壁に着岸した。

台風・津波対策 本港では台風等による事故を未然に防止するため、高知港台風・津波等災害対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している (問合せ先：高知海上保安部)。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
高知海上保安部 (港長)	088-832-7113	広島検疫所高知出張所 (無人化により坂出出張所兼任)	0877-46-4279
神戸税関高知税関支署	088-832-6131	神戸植物防疫所坂出支所高知出張所	088-832-3690
四国運輸局高知運輸支局 (本庁舎)	088-832-1175	高松出入国在留管理局高知出張所	088-871-7030
高知県高知土木事務所	088-882-8171		

10

引船・通船 引船・通船がある。

補給 主な係船岸壁で清水及び燃料油、氷が補給できる。

修理

造 船 所 名	電 話 番 号	備 考
(株)新来島高知重工	088-847-1111	
大 永 造 船(株)	088-847-1101	
(有)中之島造船所	088-847-5111	

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	088-837-3000	

15

海上交通 港内の種崎付近の航路を横断する定期旅客船便がある。

須 崎 湾 (海図 W105)

概要 須崎湾は、四国南岸で唯一の大型船舶の好避泊地である。

20 この湾は、神島と西方の水谷鼻 (33° 20.6′ N 133° 15.9′ E) との間に湾入し、東方の野見湾と北方の須崎港との 2 支湾に分かれる。

湾の東側には、野見半島が南方へ突出して、その南端の南方に神島、西方に中ノ島 (高さ 75m) 及び戸島 (33° 21.6′ N 133° 18.0′ E、高さ 113m) がある。湾岸は山地が海に迫り、おおむねがけ海岸である。

湾の中央部は深水であるが、前記三つの島の周囲及び西岸の諸岬角付近には礁脈が広がっている。

25